

第438回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和5年5月12日（金）
- 2 開催年月日 令和5年6月12日（月）午後1時30分から午後2時16分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室
- 4 出席者

委員（10名）

大井誠治会長、渡部容子委員、熊谷正樹委員、小川原泉委員、亙理榮好委員、平井俊朗委員、三田地和彦委員、藏徳平委員、湊謙委員、梶健一郎委員

[欠席5名：菅野信弘委員、八木橋美紀委員、砂田光保委員、金澤秀男委員、斎藤千加子委員]

岩手県

森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、太田漁業調整課長、野澤振興担当課長、平嶋特命課長、藤原主任主査、荒木主任主査、堀越主任主査、高梨主任、筒井沿岸広域振興局水産部長、阿部大船渡水産振興センター所長、志田宮古水産振興センター所長、工藤県北広域振興局水産部長、神水産技術センター所長、横澤漁業取締事務所長

事務局

前川事務局長、大野事務局次長、加賀主任主査

傍聴者

なし

報道関係者

なし

5 委員会の議事

第1号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

第2号議案 令和5管理年度における岩手県の特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）

6 報告事項

（1）令和5管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま）の漁獲可能量の変更について

（2）令和5管理年度における岩手県の特定水産資源（くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚))の漁獲可能量の変更について

（3）令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の概要について

7 委員会の経過

前川事務局長

それでは、定刻となりましたので会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

大井会長

ただ今から、第438回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席をいただき、ありがとうございます。また、県からは、関係職員に出席をいただき、御苦勞様でございます。

本日は、次第にもございますとおり、先月、開催されました全国海区漁業調整委員会連合会の通常総会において、当海区の藏委員が表彰されてございますので、この後、私から感謝状を伝達させていただきます。

また、本日、御審議いただく議案でございますが、県からの諮問2件のほか、報告事項3件を予定しておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶といたします。本日は、大変御苦勞様でございます。

前川事務局長

ありがとうございました。次に、感謝状の伝達に移らせていただきます。

大変恐れ入りますが、藏委員には、事務局のほうで御案内いたしますので、前の方に御移動をお願いいたします。

感謝状は、全漁調連の理事でもございます大井会長から伝達していただきたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

【大井会長から藏委員に感謝状の伝達】

前川事務局長

大変、おめでとうございます。以上で伝達式を終わらせていただきます。

感謝状の伝達終了

前川事務局長

それでは、これからの議事進行につきましては、会長によりしくをお願いいたします。

大井会長

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。本日は、菅野委員、八木橋委員、砂田委員、金澤委員、斎藤委員の5名が欠席でございます。10名の委員に出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてであります。岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。議事録署名委員として、自委員と平井委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

大井会長

それでは、早速ではございますが、第1号議案でございます。「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」を上程します。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第1号議案、「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項及び岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条第1項第2号に掲げる知事許可漁業について、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります県漁業調整規則及び漁業法等の規定につきましては、資料の11ページから14ページにかけて抜粋して整理してございます。

最初に、11ページを御覧願います。今回の制限措置等を定めようとする漁業でございますが、県漁業調整規則第4条の太字で下線を引いて表記している所になりますが、第1項第2号の「なまこ漁業」が一つと、もう一つは14ページになります。一番最後でございます。14ページの漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第2号の「小型機船及びき網漁業」の二つの漁業となります。

また、制限措置として定める項目等につきましては、12ページと13ページに抜粋して整理してございますが、これまでも知事からの諮問の都度、規定の内容は説明させていただいておりますので、ここでの改めての確認は省略させていただきます。

それでは、1ページを御覧願います。令和5年5月24日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。その後の本文につきましては、諮問の根拠法令・関係条項が記載され、結びに委員会の意見を求めることが記載されてございます。

2ページ以降に漁業ごとの制限措置の内容等の資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

太田漁業調整課長

水産振興課でございます。それでは、第1号議案「知事許可漁業の制限措置等」につきまして、御説明させていただきます。以降、着座にて失礼させていただきます。

初めに、資料の9ページ、「知事許可漁業の制限措置等の設定について」をお開き願います。この知事許可漁業の許可申請の募集に当たりましては、許可すべき船舶の数等、こちらのページの上段の表の着色した項目、これを「制限措置」と定めて、その内容をあらかじめ公示することとされております。

続きまして、次のページ、10ページをお開き願います。今回お諮りしますのは、こちら10ページの上段の表、操業区域を共同漁業権区域内とする知事許可漁業の種類の中で着色をしております1番の「小型機船底びき網漁業」、3番の「なまこ漁業」でございます。

今回の諮問の対象となる漁業に係る制限措置につきまして、御説明いたします。同じページ、2制限措置のうち「許可及び起業の認可をすべき船舶等の数」につきまして、こちらを御覧ください。まず(1)番でございますが、「操業区域を漁業権区域内とする小型機船底びき網漁業」につきまして、この当該漁業は、第一種共同漁業権区域内において漁業権者から操業の同意を得た者が行うものでありますことから、許可の数は「定めなし」とするものでございます。

続きまして、(2)番、「操業区域を漁業権区域内とするなまこ漁業」についてでございます。アのなまこ漁業とイのなまこ潜水器漁業については、いずれも共同漁業権区域内において、漁業権者等がなまこを採捕するものでありますことから、許可の数は「定めなし」とするものでございます。

最後に(3)番、「操業区域を共同漁業権が設定されていない海域とするなまこ漁業」を御覧ください。当該漁業は、第一種共同漁業権漁場に隣接し、共同漁業権が設定されていない海域でなまこを採捕するものでございます。要望調査の結果が10ページの下段の表でございますが、こちらの結果を踏まえまして、合計141件の許可枠を公示するものでございます。

ただ今、御説明しました漁業に係る制限措置につきましては、小型機船底びき網漁業については資料の2ページ、3ページ、なまこ漁業については資料の4ページから8ページに公示案を示しているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

大井会長

ただ今、第1号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これについて、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思えます。

(「ありません」の声)

大井会長

御意見等なければ、お諮りします。第1号議案について、異議がない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、異議がない旨、答申することに決定をいたします。

大井会長

続きまして、第2号議案でございます。これは「令和5管理年度における岩手県の特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、水色の表紙の資料を御準備願います。

第2号議案、「令和5管理年度における岩手県の特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）」。要旨、岩手県知事から漁業法第15条第4項の規定により、農林水産大臣からまさば及びごまさば太平洋系群の本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能量を定めるに当たり、同条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります漁業法につきましては、綴りの一番後、6ページに抜粋して整理してございます。関係する箇所を太字として下線を引いて表記しておりますが、これまでも漁獲可能量を定める諮問の都度、関係条項を説明させていただいておりましたので、ここでの改めての確認は省略させていただきます。

それでは、1ページを御覧願います。令和5年5月26日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「令和5管理年度における岩手県の特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）」。その後の本文では、農林水産大臣からの通知に基づき、知事管理漁獲可能量を定めたいので、委員会の意見を求めることが記載されております。

知事管理漁獲可能量の案につきましては、2ページ以降に資料を添付しておりますので、内容の詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

平嶋特命課長

水産振興課の平嶋です。それでは、私から第2号議案について御説明いたします。恐れ入りますが、以後、着座にて御説明させていただきます。

まず、3ページを御覧願います。農林水産大臣から、令和5年7月1日から令和6年6月30日までの令和5管理年度におけるまさば及びごまさば太平洋系群の岩手県漁獲可能量を1万5,500トンとする旨の通知が、令和5年4月26日付けでございました。

4ページを御覧願います。岩手県の資源管理の方針を示した岩手県資源管理方針でございます。第2の「特定水産資源ごとの知事管理区分」を御覧願います。ここでは、知事管理区分は、水域、対象とする漁業、漁獲可能期間を定めることとしております。続

く第3において、特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準を定めることとしております。

5ページを御覧願います。まさば及びごまさば太平洋系群の具体的な資源管理方針を示す別紙1－8でございます。第2の知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理手法として、(1)の②に示してありますとおり、「まさば及びごまさば太平洋系群を採捕する全ての漁業」を対象としており、第3の漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準としまして、本県に配分された漁獲可能量のうち、95パーセント（1キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1キログラムに切上げ）を岩手県まさば及びごまさば漁業に配分し、残りを県の留保分に充てるとしております。

戻りまして、2ページを御覧ください。令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を示す案文でございます。表を御覧願います。特定水産資源、管理区分、採捕に係る水域、管理の手法は記載のとおりでございます。まさば及びごまさば太平洋系群の知事管理漁獲可能量は95パーセントに当たる1万4,725トンと同漁業へ配分し、残りの留保は775トンと定めようとする案でございます。なお、今回お示しした案文は、令和5管理年度における本県の漁獲可能量の当初の設定でございますが、当初設定の後、本県に配分される漁獲可能量の変更があった場合、農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更であって、漁獲可能量の変更をやむを得ず緊急に行う必要がある場合には、令和3年7月15日に開催された第427回岩手海区漁業調整委員会にお諮りした事例と同様、岩手県資源管理方針にのっとり、機械的に知事管理漁獲可能量と県の留保に配分し、事後の海区漁業調整委員会で御報告させていただくことについても、併せてお諮りいたします。

以上が説明となりますが、今般の漁獲可能量を定めるに当たり、農林水産大臣の承認を受けるため国と協議いたします関係から、諮問の内容の変更を伴わない字句等の修正については、県に御一任いただくようお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

大井会長

ただ今、第2号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これについて、委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(熊谷委員、「はい」の発声)

大井会長

はい、どうぞ。

熊谷委員

さばについては、今不漁が伝えられていますが、令和5管理年度の割当てが1万5,500トン。去年、この時期でしたか、令和4管理年度は同じくらいの1万5,400トンぐらいだったかと思いますが、その前は2万6,000トンぐらいだったかと思いますが。

平嶋特命課長

2万6,100トンです。

熊谷委員

去年1万トン超、配分が少なくなって、今年は同じくらいの配分なんですけれど、不漁と伝えられている中で、本県、令和4管理年度の中、6月30日までの範囲内ですけども、どれだけ漁獲されているのか分かりますか。ざっくりで構わないです。

平嶋特命課長

本年5月31日現在での数字でございますけれども、漁獲量が8,737トンとなっております。予測としては、このままの状況でいきますと、6月までの漁獲管理年度内は、漁獲可能量内に収まるものと考えられます。

熊谷委員

はい、ありがとうございます。

大井会長

よろしいでしょうか。他、ございませんか。

大井会長

他に御意見等がなければ、お諮りをいたします。第2号議案について、異議がない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、全員賛成ですので、異議がない旨、答申することに決定をいたします。

本日の議案につきましては、以上でございます。

第2号議案終了

大井会長

次に、「報告事項」に移ります。

報告事項(1)と(2)は、令和5管理年度の本県特定水産資源のうち、さんまとくろまぐろの漁獲可能量の変更を内容とするものでございますので、一括して県から説明をお願いいたします。

平嶋特命課長

水産振興課の平嶋です。引き続き、御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは、報告事項(1)「令和5管理年度における岩手県の特定水産資源(さんま)の漁獲可能量の変更について」の報告事項の資料を御覧願います。

まず、3ページを御覧願います。令和5年1月から令和5年12月までの令和5管理年度におけるさんまの都道府県別漁獲可能量について、農林水産大臣から令和5年4月26日付けで本県漁獲可能量について、600トンから500トンに変更した旨の通知がございました。注記の欄に「北太平洋漁業委員会第7回年次会合により新たな資源管理措置が採

扱されたことに伴う漁獲可能量の変更」とございます。このことについて、若干、御説明いたします。

北太平洋公海における国際的な資源管理の枠組みを進める北太平洋漁業委員会、NPFCと申しますけど、こちらの第7回年次会合が令和5年3月に開催され、さんま資源が減少していることから、公海での全体での漁獲可能量を従来の19万8千トンから25パーセント減の15万トンに削減することに合意がされました。日ロ両国は、200海里水域内の漁獲量を10万トン以内に抑えることで、この措置に協力することとなりました。日本の漁船のTAC漁獲可能量は公海での漁獲量も含んでおり、国では、令和5年の当初の日本全体のさんまTAC15万5,335トンと24パーセント減の11万8,131トンに変更し、岩手県の知事管理分の数量につきましても600トンから約17パーセント減の500トンに変更することを、4月24日に開催された水産政策審議会資源管理分科会に諮問・了承され、今般の変更通知に至ったものでございます。

このため、令和4年12月16日に開催の第434回岩手海区漁業調整委員会で諮問した際に、令和5管理年度の漁獲可能量の当初設定の後、漁獲可能量の変更があった場合には、令和3年7月15日に開催された第427回岩手海区漁業調整委員会で諮問させていただいた事例と同様、事後報告とすることについて了承いただいております。今般、岩手県資源管理方針に従い、変更された漁獲可能量を知事管理区分に配分したので御報告いたします。

では、お手元の資料の4ページを御覧ください。岩手県資源管理方針の抜粋でございます。続いて、5ページを御覧願います。さんまの具体的な資源管理方針、別紙1-3でございます。中段の第3に「漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」とありまして、第3の1において、漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は95パーセント（1キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1キログラムに切上げ）を岩手県さんま漁業へ配分し、残りを県の留保分に充てるとしてしております。続いて、第3の2において、1の規定は、本県に配分された漁獲可能量に変更された場合について準用するとあり、漁獲可能量の変更があった場合には、1の規定に基づき機械的に配分するとされております。

戻りまして、2ページを御覧願います。新旧対照表でございます。右の表が変更前の知事管理漁獲可能量、左が変更後でございます。左の表、上から2段目を御覧願います。さんまについては、今般、国から先ほど説明しましたとおり、漁獲可能量が600トンから500トンに減少となる変更配分となりましたので、本県漁獲可能量500トンの95パーセントに当たる475トンを岩手県さんま漁業へ、残り25トンを県の留保枠として機械的に配分する変更を行っております。

戻りまして、1ページを御覧ください。このような形で、去る令和5年5月25日付けで変更を行い、ホームページに掲載し、公表いたしましたので御報告いたします。報告の1番については、以上でございます。

続きまして、報告事項(2)について御説明いたします。報告事項(2)「令和5管理年度における岩手県の特定水産資源（くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚))の漁獲可能量の変更について」でございます。

まず、3ページを御覧願います。令和5年4月から令和6年3月までの令和5管理年度におけるくろまぐろの小型魚と大型魚について、農林水産大臣から令和5年4月27日付けで本県漁獲可能量について、小型魚を102.7トン、大型魚を61.6トンに変更した旨の通知がありました。このため、本県の知事管理区分への配分の手続きを行おうとしたところ、水産庁から集計方法が間違っていたため、漁獲可能量の配分の修正を行うとの連絡がございました。

4ページを御覧ください。令和5年5月19日付けで、農林水産大臣から本県の漁獲可能量について、小型魚を100.8トン、大型魚を60.9トンに変更した旨の通知がございました。このような追加配分は、前年度の未利用のくろまぐろの漁獲枠を繰越して計算するものでございますが、水産庁の方では、各県で融通した譲渡数量を考慮しなかったため、過大に配分してしまったものを、本来の集計方法で計算し直したところ、このような数字になったとの説明を受けております。

この数値が本来の追加配分数値とことから、過去の令和3年7月15日に開催されました第427回岩手海区漁業調整委員会で諮問し、異議ない旨、答申いただいたとおり、岩手県資源管理方針に従い、変更された漁獲可能量を知事管理区分に配分したので御報告いたします。

5ページを御覧ください。岩手県資源管理方針の抜粋でございます。めくって6ページを御覧願います。くろまぐろの資源管理方針、別紙1-4でございます。先ほども御説明しておりますところでございますけれども、第3の1で漁獲可能量の知事管理区分への配分基準は95パーセント（1キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1キログラムに切上げ）を岩手県くろまぐろ（大型魚）漁業に配分し、残りを県の留保分に充てるとしています。また、第3の2において、1の規定は、本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用するとあり、漁獲可能量の変更があった場合には、1の規定に基づき機械的に配分するとされています。

7ページを御覧願います。7ページにつきましては小型魚の配分基準が記載されておりますけれども、同様の規定となつてございますので、説明は割愛させていただきます。

戻りまして、2ページを御覧願います。新旧対照表でございます。右の表が変更前の知事管理漁獲可能量、左が変更後でございます。左の表、下から2段目を御覧願います。くろまぐろ（小型魚）については、変更された本県漁獲可能量100.8トンの95パーセントに当たる95.76トン岩手県くろまぐろ（小型魚）漁業へ、残り5.04トンを県の留保枠に充てる変更となっております。

一番下の行を御覧願います。くろまぐろ（大型魚）については、小型魚と同様、変更された本県漁獲可能量60.9トンの95パーセントに当たる57.855トンを岩手県くろまぐろ（大型魚）漁業へ、残り3.045トンを県の留保枠に充てる変更を行っております。

戻りまして、1ページに示してございますけれども、こういった変更を令和5年5月24日付けで行いまして、県のホームページで公表しましたので、御報告いたします。

なお、くろまぐろ（大型魚）の漁獲量の積み上がりに対して、県では、国に対し、当初配分されたくろまぐろ（小型魚）の県留保相当分の4.0トンを大型魚の漁獲可能量4.0トンに交換する要望を行い、農林水産大臣から改めて、去る令和5年6月7日に小型魚を96.8トン、大型魚を64.9トンとする通知があったところでございます。

漁業者の皆様から大型魚の漁獲可能量の配分の要望があることから、6月7日に通知のあった変更併せて、現在、機械的に5パーセントを配分している大型魚の留保枠を漁業者へ配分することについて、次回の海区漁業調整委員会で御意見をお伺いすることとしております。

説明は以上でございます。

大井会長

ただ今、県から説明がありましたが、これについて、委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

(湊委員、「はい」の発声)

大井会長

はい、どうぞ。

湊委員

この大型魚は、またヨーイドンですか。オリンピック方式っていうか、数量的にも少ないからそれでもいいと思うわけですけども。

太田漁業調整課長

本年度の現在残りの大型魚の配分につきましては、先に行われました定置協会さんの理事会の方でも県としてのたたき台を示させていただきましたが、時期をなるべく単価の高い秋口以降に移すということと、地域別になるべくそれぞれの定置網に水揚げできる機会を均等にできる方法で、今考えている途中でございます。7月までには県内の漁業権者の方にも県案をお示しして、皆様のお考えを諮ったうえで最終的に決定したいと考えているところでございます。

湊委員

はい、ありがとうございます。

大井会長

よろしですか。

湊委員

はい。

大井会長

他、ございませんでしょうか。

大井会長

御質問等なければ、次に報告事項(3)に移ります。

報告事項(1)、(2)終了

大井会長

報告事項(3)でございます。「令和5年度 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の概要について」、事務局から説明をお願いいたします。

大野事務局次長

事務局次長の犬野と申します。報告事項(3)の水色の資料を御覧ください。令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の概要について、御説明申し上げます。以後、着座にて説明させていただきます。

資料1 ページを御覧ください。先月、5月26日に東京都で開催されました。対面での総会は、令和元年度以来の会議でございました。各海区会長さん、委員さん、事務局職員等合計で約100名の出席がありました。岩手海区からは、残念ながら、大井会長は、当日、別の用務のため欠席となりましたが、事務局から犬野が出席をいたしました。

議事は4題、資料に記載のとおりで、事務局案のとおり全て承認されました。

なお、議事終了後、永年、委員会運営等に御貢献いただいた委員及び事務局職員に対して感謝状が授与され、当海区からは、本日、大井会長から感謝状を伝達していただきましたが、蔵委員が表彰されたところでございます。

また、役員交代について報告があり、令和5、6年度の2か年、新会長に福島海区の今野会長が就任されました。

その下に、第2号議案の中から、今年度の事業計画を拾い出して記載しておりますが、ブロック会議等、各種会議の開催が予定されている他、漁業調整活動対策等として、今月から来月にかけて、関係省庁、水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁、衆・参両議院農林水産委員会委員長への要望活動が予定されています。

第3号議案の所になりますが、この要望活動については継続して行われているもので、今年度の要望内容は、昨年の要望書を元に時点修正するとともに、各ブロック会議での協議を経て、新規要望項目も追加して取りまとめられております。要望の大項目は、ローマ数字の1から7までで、大項目の下の黒ぼちの部分が新規要望項目となっております。

Ⅲのクロマグロの関係のみ簡単に御説明いたしますと、沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について、広域漁業調整委員会の承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。また、大臣届出漁業である沿岸まぐろはえ縄漁業者のうち、他県の管轄に属することが明ら

かな海域で操業するものについては、現行の知事管理、属人管理ではなく、大臣管理として国で管理すること等を新規に要望することとなっております。

簡単ではございますが、全漁調連の通常総会につきましては、以上で報告を終わります。

大井会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

大井会長

御質問等がなければ、次に「その他」に移ります。

報告事項(3)終了

大井会長

委員の皆様方から、委員会で共有したい情報等ございませんでしょうか。

(小川原委員、「はい」の発声)

大井会長

はい、どうぞ。

小川原委員

まいわしについて、ちょっと伺います。現在、試験操業やっている部分がありますよね。うちの方の組合員でも2隻やっているわけですけども、試験操業やってもう4年、5年ぐらいになるわけですけども、そろそろ県では、まいわしを試験操業でなく知事許可制にできないものかなってという質問を、この間受けたものだから、なんでって聞いたら、やっぱり知事の許可制にすると共済とか積立プラス、そういうものに加入できるから、安定した漁業経営ができるんだけども、現在のままだと試験操業のままで、これがいつまで続くんだか不安だから、その辺を県から聞いておいてもらえませんかという質問があったものだから、県の今後の考え方を伺いたいと思います。

(太田漁業調整課長 挙手)

大井会長

はい、どうぞ。

太田漁業調整課長

まいわしの試験操業から知事許可化へ向けての動きでございますが、先日来、沿岸漁船漁業組合でまいわしの試験操業をやっている方々の集まりがありまして、その中でも我々としての今後の見通しを御説明させていただいたところでございます。

今年度、事務的な手続きにつきまして動きを始めるということで、これから必要である水産庁ですとか、同じまいわしを利用しているまき網の組合、北まき連合会等々と意見調整を重ねて行きまして、進めて行くというところで御説明をしてきたところでございます。

小川原委員

はい、分かりました。できるだけ早く進めて欲しいと思います。

大井会長

他、ございませんか。

大井会長

なければ、県の方から情報提供はございませんか。

太田漁業調整課長

ございません。

大井会長

事務局の方からございますか。

前川事務局長

それでは事務局から御連絡いたします。

最初に、委員の皆様には、本日の資料の中に全漁調連で発行しております会報を入れさせていただいておりましたので、後ほど御目通しいただければと思います。

次に、次回の委員会についてでございます。次回の委員会は8月上旬の開催を予定しております。御審議いただく案件でございますが、共同漁業権、区画漁業権の免許に関する知事からの諮問や小型定置網漁業の保護区域の設定に関する委員会指示等を予定しております。開催日程、議案が確定しましたら、文書で御案内させていただきますので、よろしく願いいたします。事務局からは、以上でございます。

大井会長

それでは、以上で本日の日程は、全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会いたします。皆様方、大変御苦勞様でございました。ありがとうございます。

終了 (午後2時16分)
